



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4181 号 2018.1.31 発行

15歳、残酷な傷「苦しんだ」 旧優生保護法 国提訴 東京新聞 2018年1月30日
原告の60代の女性。自分で縫った雑巾について話してくれた
＝宮城県内で



「不良な子孫の出生防止」を名目に、障害者らに不妊手術を強いた旧優生保護法。子どもを産み育てる基本的人権を奪われたとして、四十年以上前に手術を強制された宮城県の六十代女性が三十日、国に損害賠償を求めて提訴した。「障害者はいなくなればいいという思想であまりに残酷な手術」と義理の姉。支援者は「全国の被害者救済の第一歩に」と司法に期待を寄せた。

「お姉さん、頑張ってね」。不妊手術を強いられた六十代の女性がつぶやいた。約四十年間生活を共にしてきた義理の姉が、知的障害のある女性に代わり、訴訟の準備を進めてきた。「(当事者は)苦しんで、ひた隠しにして生きてきた」。姉は三十日に開いた提訴後の記者会見で障害者差別の解消を訴えた。

記者会見で障害者差別の解消を訴えた。

「かわいいでしょ」。今月下旬、宮城県の自宅で女性は自分で縫った雑巾を手に話した。緑やオレンジなど色とりどりの糸で刺しゅうした星やネコ。福祉事業所で得意の洋裁をしたり介護施設で友人と折り紙や体操をしたりして毎日を過ごす。提訴した三十日の朝は「私はちゃんと(留守番)しているから」と姉を見送った。

十五歳で不妊手術を強いられた。へその下には縦約八センチの傷が残るが、本人に手術の記憶はない。姉は「手術の恐怖で忘れたのでは」と推し量る。術後に腹部の痛みを訴え、怖さからか、受診した婦人科では数人がかりで押さえ付けなければならないほど暴れた。

「あまりに残酷だ」。姉は県に情報開示を求め、「遺伝性精神薄弱」との診断で手術されたことが昨年七月、分かった。一歳の時に手術を受け、麻酔の影響で知的障害になったと家族から聞いており、説明が食い違う。国も「当時は適法だった」「実態調査は考えていない」と繰り返すだけ。「裁判をしなければ何も変わらない」と提訴を決めた。

女性は、食器を洗ったり洗濯物を畳んだり家事の手伝いもでき、簡単な日常会話は可能だ。姉も「個性を生かすことができれば、障害があっても明るく生きられる」と話す。

インターネットに書き込まれる、障害者への偏見や中傷の言葉。旧優生保護法が改定されても「障害者はいなくなればいい、生きていては良くないという思想は消えていない」と感じる。「今まで声を上げられなかった方々も、勇気を持って声を出してほしい」。障害者が立ち上がり社会が変わることを願った。

◆「被害者救済の第一歩に」支援者ら司法判断期待

「全国にいる被害者を救済する第一歩になってほしい」。三十日午前、旧優生保護法下で不妊手術を強制された原告の支援者ら約三十人が「国は謝罪と補償を」と書かれた横断幕を掲げて仙台地裁前に集まり、国への憤りや司法判断への期待を口にした。

障害者支援団体代表の永井康博さん（58）は「時間が経過するほど、責任の所在は分かりにくくなる。国は早く姿勢を改めるべきだ」と厳しい表情。一九六三年に知的障害を理由に不妊手術を強いられたという宮城県の七十代女性は「提訴をきっかけに、他の被害者も声を上げてほしい」と話した。

約十五年にわたって支援活動を続けてきた杉山裕信さん（51）は「やっとの思いで提訴までこぎ着けた。障害者の人権が守られる社会になってほしい」と訴えた。

弁護団長の新里宏二弁護士は「国は当事者をずっと放置し続けてきた。裁判を通じ、差別されてきた人々への謝罪と補償を早期に実現したい」と語った。

障害者へ不妊強制、なぜそんな法律が？20年前まで可能

不妊手術の強制とは

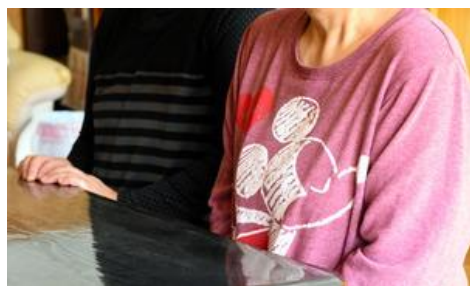


要な不妊手術を認めていた。手術は医師が申請（しんせい）し、するかどうかを都道府県の審査会が決めた。やむを得ない事情があれば体を拘束したり、だましたりしていた。当時の厚生省は通知していた。

15歳で不妊強制、苦しんだ人生 卵巣摘出、縁談も破談

山本逸生

朝日新聞 2018年1月30日



原告女性（右）と義姉

旧優生保護法は「不良な子孫の出生を防止する」という差別的な目的を掲げ、約1万6500件の強制手術につながった。中学3年で手術を強いられた宮城県の60代の女性が30日、国を訴えた。「劣った障害者はいなくなればいい」。そんな「優生思想」は今も社会に残っていると原告側は問いかける。

「なんて残酷なことを。障害者なら人権を無視していいのか」。女性の義姉は女性の手術痕を見るたびに思う。出会った当時、おなかの傷は約13センチもあった。

女性は日常的に「おなかが痛い」と苦しんだ。30歳の頃、卵巣嚢腫（のうしゅ）にかかり、右の卵巣を摘出した。不妊手術で卵管を縛ったため、癒着したのが原因だったという。

不妊手術強制 国を初提訴 宮城の女性 旧優生保護法「違憲」

東京新聞 2018年1月30日

旧優生保護法（一九四八～九六年）下で、知的障害を理由に不妊手術を強制された宮城県の六十代女性が「重大な人権侵害なのに、立法による救済措置を怠った。旧法は憲法違反だ」として、国に千百万円の損害賠償を求める訴訟を三十日、仙台地裁に起こした。旧法を巡る国家賠償請求訴訟は初めて。「憲法が保障する自己決定権や法の下での平等原則に反する」と主張する方針。

国は「当時は適法だった」としてこれまで補償や謝罪をしていない。日弁連によると、旧法による障害者らへの不妊手術を施されたのは全国で約二万五千人、うち約一万六千五百人は強制だったとされる。

女性の弁護士は提訴後の記者会見で「全国各地で提訴の動きが広がることで問題の早期解決につながる。被害者には声を上げてほしい」と述べた。

訴状などによると、女性は五八年、口蓋（こうがい）破裂の手術の影響で障害を負った。十五歳だった七二年、宮城県内の病院で「遺伝性精神薄弱」と診断され、県優生保護審査会の決定を経て不妊手術を受けた。その後、日常的に腹痛を訴えるなど体調が悪化。縁談も子どもを産めないと分かった途端、断られるなど精神的苦痛を受けた。

旧法は障害者差別に当たると批判が強まり九六年、母体保護法に改定されたが、原告側は「改定時から被害回復が不可欠だったのは明白」と指摘。

特に二〇〇四年三月、国会で救済の必要性が議論されたことを重視。立法に必要な合理的期間の三年が経過した後も「救済しなかった過失がある」と主張している。

◆「コメント控える」加藤厚労相

旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された女性の仙台地裁への提訴について、加藤勝信厚生労働相は三十日の閣議後の記者会見で「現時点で訴状が送達されておらず内容を確認していない。具体的なコメントは控えたい」と述べた。女性側は被害の実態調査を国に求めているが、調査に乗り出すかの明言は避けた。

◆強制1万6500人か 全容把握を

旧優生保護法下での知的障害者らへの強制不妊手術について、国を提訴した女性側は「幸福追求権としての自己決定権と、平等原則を保障した憲法に違反する」と主張している。政府は「当時は適法だった」として謝罪・補償に応じないが、子を産み育てる権利を同意なく奪った行為の非人道性が問われている。訴えに耳を傾け、全容把握と救済へ動きだすべきだ。

旧法下で知的障害や精神疾患などを理由に不妊手術を施された人は約二万五千人で、うち約一万六千五百人に対しては強制だったとされる。体調不良に長く苦しめられ、結婚の機会を奪われた人もいるが、資料が廃棄されたり、証言できる家族が死亡したりする状況もあり、実態は判然としない状況が続いている。

今回の提訴は、宮城県が昨年初めて開示した資料で、女性への手術日や「遺伝性精神薄弱」との診断が理由と確認できたことが契機という。資料は、当事者側にとって自らの「被害」を裏付ける証拠となりうる。政府は保存状況を早急に確認し、都道府県は現存分を積極開示する必要がある。

旧法下での不妊手術に関し、国際機関や日弁連は政府に謝罪や補償を要請。「(当時の)国家的な人口政策を目的としたものであり、国として適切な措置を講ずべきだ」との指摘はもっともだ。

一方、旧法の根にある「優生思想」は、二〇一六年に相模原の障害者施設で起きた殺傷

事件でも表面化した。今の社会にもなお残る問題ととらえ、訴訟とは別に少なくとも実態調査はすべきだろう。当時の施策を十分に検証する姿勢が政府、社会に求められている。

(共同・戸口拓海)

<旧優生保護法> 「不良な子孫の出生防止」を掲げて1948年施行。知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めた。ハンセン病患者も同意に基づき手術された。53年の国の通知はやむを得ない場合、身体拘束や麻酔薬の使用、だました上での手術も容認。日弁連によると、96年の「母体保護法」への改定までに障害者らへの不妊手術は約2万5000人に行われた。同様の法律により不妊手術が行われたスウェーデンやドイツでは、国が被害者に正式に謝罪・補償している。

芽室町社協職員、1520万着服...近く解雇 「生活費などに充てた」

読売新聞 2018年01月30日

芽室町社会福祉協議会は29日、男性職員(54)が約1520万円を着服していたと発表した。職員は着服を認めており、同社協は近く、懲戒解雇処分にするとともに、刑事告発も検討している。

同社協によると、被害に遭ったのは、同社協の福祉サービスを受けていた認知症や身体に障害のある高齢者10人と福祉団体。男性職員は、2009年～17年10月頃、預かった印鑑と通帳を無断で持ち出して複数回、現金を引き出したという。

被害金額は1人あたり約3万～約640万円で、職員は同社協の聞き取りに対し、「着服金は生活費や子供の教育費に充てた」などと説明している。

同社協の三寺邦宏会長は「職員数が少なく、業務を兼務させていたため確認ができていなかった」と謝罪し、今後はサービス利用者の通帳の残高確認を複数で行うとした。

障害児に寄り添う 文化芸術軸に支援の団体が大臣表彰 絵画2000点並ぶ美術展にぎわう

河北新報 2018年1月30日

紙粘土作品や版画、木工細工など多様な作品が並ぶ美術展



文部科学省が本年度初めて実施した障害者の生涯学習支援活動の表彰で、仙台市の市民団体「障害児(者)を守る日実行委員会」が最高賞の大臣表彰を受けた。委員会は「長年の活動が認められて感無量」と喜ぶ。活動の柱で、31日まで青葉区で開かれている障害児の美術展「私たちの作品展」は、表彰を喜ぶ来場者らでにぎわっている。

表彰制度は障害者が一生涯、教育やスポーツ、文化などに親しみ、豊かな人生を送ることを目的に昨年5月に創設された。表彰式は昨年12月7日に東京であり、全国で47団体と14人が表彰を受けた。

委員会は1970年に創設。市内の特別支援学級や特別支援学校に通う児童生徒を対象に、音楽会や運動会、美術作品展を開いている。子ども同士の交流の場や、文化、芸術に親しむ機会をボランティアで提供してきた。

特に「私たちの作品展」は唯一、一般市民向けに開かれた活動。参加は当初の60校ほどから、近年は170校以上に増えた。代表の小野寺正枝委員長は「子どもたちが一生懸命取り組んだ作品ばかり。ぜひ足を運んで障害児への理解を深めてほしい」と話す。

青葉区のせんだいメディアテークで、障害児の水彩画や工作、切り絵など2000点以上を展示している。午前10時～午後6時(31日は午後3時まで)。無料。連絡先は委員

会022(265)5540。

年金未納7カ月、年収300万円以上は強制徴収の対象に 朝日新聞 2018年1月30日

日本年金機構は4月から、国民年金保険料の未納者の財産を差し押さえる強制徴収の対象を拡大し、年間所得300万円以上で未納期間7カ月以上の人とする。対象者は今年度の約36万人から1万人ほど増える見込みという。納付率を向上させ、年金制度の信頼性を高める狙いだ。

29日の社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会に方針を示した。機構は支払い能力があるのに保険料を納めない人に督促状を送り、応じない場合は財産調査や差し押さえをしている。今は年間所得350万円以上なら未納期間7カ月以上、300万円以上なら13カ月以上の人を対象だが、新年度から基準を一本化して対象を広げる。

国民年金の納付率は11年度に過去最低の58・6%まで低下。その後は雇用環境の改善などを背景に回復が続き、16年度は65・0%だった。（佐藤啓介）

手作りアウターで排せつケア 市販おむつ合わない重症児者に対応（広島）

福祉新聞 2018年01月30日 編集部

市販のおむつでは対応が難しい重度障害児者の排せつケアに懸命に取り組んでいる施設がある。広島市佐伯区の重症児・者福祉医療施設「鈴が峰」（加藤聡施設長）だ。変形・拘縮に適したサイズがないため市販のアウターを使えない利用者向けに、職員が手作りした布製アウターは、尿漏れ防止や褥瘡予防に大きな効果を発揮している。ただ職員の負担増が取り組み拡大のネックになっている。

社会福祉法人三篠会が2000年に開所した鈴が峰（入所定員100人）は、重度の知的・身体の重複障害児者が入所する、医療法上の病院として認められた福祉施設。利用者の親と一緒に暮らすための特別養護老人ホームや、視覚障害者対応のケアハウスなどを併設した全国でも珍しい複合型施設だ。

身長130～140センチで身体が変型した人に合う市販アウターはない

利用者の年齢は1歳から74歳まで。20人が人工呼吸器、38人が生体モニター、53人が経管栄養などの医療ケアを受けている。脊椎が横に曲がる側弯そくわんや関節などの拘縮のある人が多く、ポジショニングクッションやリフトなどを使った安楽な姿勢保持、安全な移乗ケアなどに努



めている。

排せつケア見直しのきっかけは、看護師の西村ひとみさんが16年5月に排せつ用具の情報館「むつき庵」が主催するおむつフィッター（OF）3級の資格を取得したこと。

「全利用者がおむつを使っているのに、職員は正しい知識がなく、当て方もバラバラ。尿道口にインナーをしっかりと当てておらず、インナーの2枚使いや、大きめのアウターを使うのは当たり前だった。尿漏れを防止することだけを考え、なぜ漏れるかまで考えていなかった」と西村さんは振り返る。

そして西村さんは、4カ月後にOF3級を取得した同僚と、アドバイザーとして来所するようになった（株）リブドゥコーポレーションのOFと協力し、職員に正しいおむつの当て方などを伝達。尿漏れがある人の尿量や排せつリズム、寝姿勢などを把握し、個々に適したインナーやアウターに変更するなどした。

現在は、（株）リブドゥや白十字（株）など複数のメーカーから購入した多様なおむつを

個々の利用者に合わせて使用。その結果、尿漏れのあった20人のうち半数はなくなり、マットやシーツを汚さないためのフラットシーツを敷く必要がなくなった。おむつが小さくなったことで、車いす上で姿勢がずれることも減少。また、保湿剤やオイルなどによるスキンケアにも力を入れた結果、褥瘡は改善し、発赤も出ないようになった。

職員の負担増がネックに

そんな鈴が峰でも、対応に苦心しているケースがある。側弯と股関節脱臼のために身体が変形していて、左右対称の市販の紙製アウターを使うと片側だけテープが皮膚に食い込んでしまう人(30人)や、身長130~140センチ、体重20~25キロで、市販のアウターでは適したサイズがないために尿漏れしてしまう人(15人)などだ。これを「



おむつの狭間、問題と呼んでいる。

そこで鈴が峰は、2人をモデルにして当てる方の工夫を始めた。

左凸胸腰部側弯、右股関節脱臼のAさんは、紙製アウターのテープが腰部に食い込み発赤があったが、テープ部分を布に変えたことで、発赤は治まり、尿漏れもなくなった。

テープ部分を布に変えたアウター

左凸胸腰部側弯、左右股関節脱臼で身長130センチ、体重25キロのBさんは、大人用最小サイズではテープが重なり腹部を圧迫、子ども用最大サイズでは腸骨の上でテープを止めることになり圧迫痕ができ、小腸通過障害で点滴を繰り返していた。しかし、西村さんが体型に合った布製アウターを作ったことで腹部への圧迫は改善した。



2人をモデルにして分かったのは、尿道口に当てたインナーをしっかりと固定できる布製アウターがあれば、市販品が合わない人の尿漏れ、皮膚トラブルは解消できるということ。しかし、全員分のアウターを職員が手作りするのには負担が大きすぎる。

手作りの布製アウターだとインナーを固定できる

「排せつケアの見直しで尿漏れや皮膚トラブルは減ったが、職員の負担を考えるとこれ以上取り組みを広げるのは難しい」と上本紀

孝・事務長は話す。

全国に3万8000人いると言われる重症心身障害児者向けの布製アウターをおむつメーカーにはぜひ開発してほしい。心からそう思った。

ねんきんダイヤル、応答率は43.6% 大幅に低下 朝日新聞 2018年1月29日

日本年金機構が相談を受け付ける「ねんきんダイヤル」について、電話が繋がった割合を示す応答率が昨年4~12月は43.6%だった。前年同時期の80.9%から大幅に下がり、機構はコールセンターの体制拡充や自動音声応答システムの見直しなどの対策をとるとしている。

機構が29日の社会保障審議会(厚生労働相の諮問機関)の部会に報告した。昨年4~12月の相談電話件数は約80万3千件で、応答数は約352万6千件だった。特に9月は前年の約7倍となる300万件余の電話があり、応答数は24.2%の73万件だった。機構によると、税制改正で配偶者控除の要件が変わったことなどで昨年秋に加入者情報の申告書の記載方法が変更となり、問い合わせが増えたという。9月に発覚した「振替加算」の支給漏れ問題については、専用ダイヤルを設けて対応したため影響はほとんどな

かったとしている。(佐藤啓介)

里親制度に理解を 演劇や体験談で親子の心情披露 大阪日日新聞 2018年1月30日
里親制度について紹介する啓発イベント「知ってください里親制度」が27日、大阪市住吉区の区民センターで開かれた。演劇を通して里親や里子の気持ちを分かりやすく披露したほか、養育里親になるための手続きや、出生について伝える「真実告知」の事例などを来場者に紹介した。

里親としての喜びなどを紹介する演劇『おかえり!』の一場面=27日、大阪市住吉区の区民センター

イベントは、大阪市民ボランティア「里親いろいろ応援団」などが主催した。関西芸術座による演劇『おかえり!』では、養育里親の元で育った男性と里親がぶつかり合いながらも、“親子”の絆を確かめるまでの道りを描いた。



このほか、同ボランティアのメンバーで養育里親をしている女性が自身の体験談や必要な手続きなどを説明。また、真実告知に関する作文が朗読され、来場者が真剣に聞き入った。

同ボランティア事務局で、家庭養護促進協会大阪事務所(同市天王寺区)の岩崎美枝子理事は「里親を色めがねで見ずに地域で応援するような文化を育てたい」と話した。

協会けんぽが保険料率を決定 30年度 最高は佐賀 最低は新潟

産経新聞 2018年1月30日

中小企業の従業員ら約3900万人が加入する協会けんぽは29日、平成30年度の都道府県ごとの保険料率を決めた。最高は佐賀の10・61%、最低は新潟の9・63%。全国平均は10・0%で4月納付分から適用する。

保険料率は、都道府県ごとにかかった医療費や年齢別の加入者数などを反映させて決める。2位は徳島(10・28%)、3位は大分(10・26%)だった。新潟に次いで低いのは、長野(9・71%)、静岡(9・77%)だった。

料率を引き上げるのは18道府県で、佐賀は上げ幅も0・14ポイントと全国で最大だった。一方、24都県は料率を引き下げた。青森、千葉、神奈川、岡山、宮崎の5県は据え置く。

保険料は労使で折半するため、全国平均の10・0%の保険料率の場合、月給28万円の平均的な加入者の本人負担は月1万4千円となる。

介護事業者の倒産、111件で過去最多「事業計画甘い零細業者が多数か」

読売新聞 2018年1月29日

2017年1~12月の介護事業者の倒産が111件に上り、過去最多だった16年の年間倒産件数(108件)を更新した。信用調査会社の東京商工リサーチが、発表した。人手不足による賃金の高騰などで、小規模業者を中心に経営が厳しくなっているようだ。

111件の業種別内訳では訪問介護(45件)とデイサービスなど(44件)で8割を占めた。倒産の理由では、業績不振(51件)、事業の失敗(26件)が多かった。同社は、「事業計画の甘い零細事業者が思惑通りに業績を上げられず、経営に行き詰まったケースが多いとみられる」とする。

負債総額は約150億円と、16年(約94億円)から大幅に増加。負債10億円以上の大型倒産が計5件あったことが影響した。

“エヴェッサ飯”提供 舞洲の食堂、ランチ限定で

大阪日日新聞 2018年1月30日

レジャー施設や流通拠点がある大阪市此花区の人工島・舞洲（まいしま）で、プロスポーツ選手が実際に食べている“アスリート飯”を体験できる食堂が話題になっている。プロバスケットボールBリーグ大阪エヴェッサの本拠地「府民共済SUPERアリーナ」内の健康スポーツ食堂「Athlete Table（アスリートテーブル）」は、昼限定で高タンパク低脂肪のランチを提供する。

献立の内容をボードに書く安藤さん＝大阪市此花区ボリュウムたっぷり栄養バランスを考えたアスリート飯



ト飯

舞洲は球場やアリーナ、テニス場などのスポーツ施設が多数あり、週末や休日にはスポーツを楽しむ人や観客らでにぎわいを見せるが、それ以外の日はほとんど人影がない。平日の利用が期待できないため、気軽に立ち寄ることのできるレストランや喫茶店などもない状態だ。

エヴェッサは若手選手が多く、選手自身の食事がコンビニ弁当中心で、栄養状態などの管理が不十分な点を不安視。選手の能力を十分に発揮させる上でも、選手が利用

する食堂を検討する中で、ファンサービスや週末に舞洲を利用する人たちにも「選手と同じメニューを提供して『食』も体験してもらいたい」と、昨年7月に営業を開始した。

管理栄養士の安藤大貴さん（28）が、スポーツの内容によって異なるアスリートの食事を管理する。バスケットボールは「走る」がメインになるため炭水化物が主の高タンパク低脂肪のメニュー。激しい運動を行うため通常の1・3倍の1200キロカロリー前後が必要になるという。

炭水化物のご飯は300グラムあり、通常の倍の量。油を抑えるため肉や魚は、ゆでる、蒸す、オーブングリルの調理法が基本になる。発汗による消耗を補うためミネラル分も多く摂取するよう、サラダや雑穀米を使うなど工夫を凝らしている。

インターネットで検索して店を訪れたという堺市の介護士、寺本玲子さん（46）と歯科衛生士、谷口雅代さん（47）は「ダイエット食をイメージしていたが、料理の品数や量が多く、おいしく食べることができた。おなかは満腹」と満足な様子。

安藤さんは「プロの選手の食事を体験するのは、なかなかできない。特に子どもたちに食べてもらって『プロは食事まで気を付けている』ことを学んでほしい」と期待した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

